# シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

我が国においては、人口減少・少子高齢化が進展し、人生100年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

その実現のため、シルバー人材センターは、地域の日常に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、フレイル予防効果による医療費や介護費用の抑制、地域社会の活性化などに寄与しています。

令和５年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式(インボイス制度）の下では、センター会員は適格請求書を発行することが困難なことから、シルバー人材センターは仕入税額控除ができなくなり、事業運営に及ぼす影響が極めて大きくなります。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンター会員に対して、形式的には個人事業主であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念します。

よって、シルバー人材センターの安定的な事業運営のため、下記の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

インボイス制度の施行により、シルバー人材センターに新たな税負担が生じないよう、シルバー人材センターへの特例措置（仕入税額控除の継続適用）を講じること。

令和４年９月30日

兵庫県養父市議会

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
内閣官房長官　様
総務大臣　　様
財務大臣　　様
厚生労働大臣　様